

委託業務特記仕様書

(委託業務の目的)

第1条 本仕様書は、徳島県県土整備部東部県土整備局吉野川庁舎が管理する一般国道・主要地方道・一般県道を良好な状態に保ち、一般の交通に支障を及ぼさないことを目的として実施するものである。

(業務内容)

第2条 舗装修繕業務は、主な業務内容をつぎのとおり実施するものである。

- (1) 舗装打換・オーバーレイ・パッチング等
- (2) 本仕様書に定めのない事項は必要に応じて監督職員と協議して定めるものとする。

(現場責任者届)

第3条 受注者は、「現場責任者届」をこの契約を締結した日の翌日から起算して10日以内（徳島県の休日を定める条例（平成元年徳島県条例第3号）第1条第1項各号に掲げる日を除く。）（10日以内に現場作業を開始する場合は、作業開始の前日まで）に監督員へ提出し確認を受けなければならない。現場責任者を変更したときも、同様とする。

2 受注者は、現場責任者と受注者との直接的、恒常的な雇用関係が確認できるもの（健康保険証等の写し）を監督員に提出しなければならない。

3 取得資格等がある場合は、以下の(1)、(2)について記入及び添付をすること。

- (1) 取得資格等の欄には、建設業法第7条第2号イ、ロ、ハ及び第15条第2号イ、ロ、ハのうち該当するものを記入すること。
- (2) 資格が、建設業法第7条第2号ハ及び第15条第2号イ、ハに該当するものは技術者取得資格証明書の写しを、建設業法第7条2号イ、ロ及び第15条第2号ロに該当するものは実務経験証明書を添付すること。

(出来高の算出)

第4条 舗装修繕業務における数量は、予定数量であるため、実施時においては、実績を適切にかつ正確に算出し、監督員の確認を必要とする。

(事故報告)

第5条 受注者は業務履行中に事故が発生したときは、直ちに監督員に通報するとともに、監督員が指示する期日までに「徳島県土木工事共通仕様書」に基づく事故報告書を提出しなければならない。

(受注者の責任)

第6条 業務従事者として要求される注意事務を怠り、本業務の目的に反した履行を行ったことで物的損害、人的損害等を発生させた場合、受注者は責任を負う。

(使用機械)

第7条 持込機械に係る管理及び修繕等については、受注者の責任によるものとする。

(履行する際の注意事項)

第8条 現場責任者は、本仕様書、契約書等に基づき業務の適正な履行の確保に努めなければならない。

(土木工事共通仕様書)

第9条 本委託業務の施工に当たっては、徳島県県土整備部「徳島県土木工事共通仕様書平成28年7月」に基づき実施しなければならない。

(業務実施時期等)

第10条 本業務の実施時期は監督職員と協議して定めるものとする。

(一般廃棄物溶融スラグの使用)

第11条 本工事に使用するアスファルト混合物には、次の施設で溶融固化されたスラグを使用できるものとする。

施設名：中央広域環境施設組合中央広域環境センター

ただし、本仕様書のほか、「徳島県一般廃棄物溶融スラグ使用基準(H27.2)」に適合しなければならない。

(溶融スラグの品質管理)

受注者は、溶融スラグ細骨材を使用するアスファルト混合物を使用する前に「JISA5032：一般廃棄物、下水汚泥又はそれらの焼却灰を溶融固化した道路用溶融スラグ」による溶融スラグの試験結果および配合報告書を、監督員に提出しなければならない。

有害物質の溶出量及び含有量基準(JISA5032)

項目	溶出量基準	含有量基準
カドミウム	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
鉛	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
六価クロム	0.05mg/L以下	250mg/kg以下
ひ素	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
総水銀	0.0005mg/L以下	15mg/kg以下
セレン	0.01mg/L以下	150mg/kg以下
ふっ素	0.8mg/L以下	4,000mg/kg以下
ほう素	1mg/L以下	4,000mg/kg以下

(配合)

- 1 溶融スラグ細骨材の混合率は、質量比10%以下とする。
- 2 配合設計は、原則としてマーシャル安定度試験により行い、マーシャル特性値から最適アスファルト量を求めるものとする。ただし、徳島県土木工事用アスファルト語彙剤の品質審査要綱に基づく生アスファルト合材使用承諾通知をうけたものについては、この限りではない。

(資材価格高騰に対する特例措置)

第12条 本業務は、資材価格高騰に対する特例措置の対象業務である。

2 本業務は、当初契約締結後において、設計単価の適用年月を、積算月から契約月へ変更するものとする。

(建設副産物)

第13条

1. 再生資源利用計画

受注者は、資源の有効な利用の促進に関する法律（以下「資源有効利用促進法」という。）に基づく建設業に属する事業を行う者の再生資源の利用に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25建設省令第19号）第8条で規定される工事，又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（建設リサイクル法）施行令第2条で規定される工事（以下「一定規模以上の工事」という。）において，コンクリート（二次製品を含む。），土砂，砕石，加熱アスファルト混合物又は木材を工事現場に搬入する場合には，（一財）日本建設情報総合センターの建設副産物情報交換システム（以下「COBRIS」という。）により再生資源利用計画書を作成し，監督員に写しを提出しなければならない。

また，受注者は，法令等に基づき，再生資源利用計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

2. 再生資源利用促進計画

受注者は，資源有効利用促進法に基づく建設業に属する事業を行う者の指定副産物に係る再生資源の利用の促進に関する判断の基準となるべき事項を定める省令（H3. 10. 25建設省令第20号）第7条で規定される工事，又は一定規模以上の工事において，建設発生土，コンクリート塊，アスファルト・コンクリート塊，建設発生木材，建設汚泥又は建設混合廃棄物を工事現場から搬出する場合には，COBRISにより再生資源利用促進計画書を作成し，監督員に写しを提出しなければならない。

また，受注者は，法令等に基づき，再生資源利用促進計画を公衆が見やすい場所に掲げなければならない。

3. 実施書の提出

受注者は，再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書を作成した場合には，工事完了後速やかにCOBRISにより再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を作成し，監督員に提出しなければならない。

4. COBRISの入力方法

受注者は，COBRISの入力において，資材の供給元及び搬出する副産物の搬出先について，その施設名，施設の種類及び住所を必ず入力しなければならない。ただし，バージン材を使用する生コンクリート及び購入土を除くものとする。